

狭山市立第一学校給食センター更新事業

入札説明書

平成 19 年 4 月

狭 山 市

目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
1 遵守すべき法制度等	2
2 事業スケジュール(予定)	4
第 2 事業の目的及び内容	5
1 事業の目的	5
2 事業名称	5
3 施設概要	5
4 公共施設等の管理者等の名称	5
5 事業範囲	5
6 事業方式	6
7 事業期間	7
8 事業期間終了時の措置	7
9 事業者の収入	7
10 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	7
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
1 入札参加者の構成等	9
2 各業務実施企業の参加資格要件	9
3 入札参加者及び協力企業の制限	10
4 特別目的会社（SPC）の設立等	11
5 参加資格要件確認基準日	11
6 入札参加者及び協力企業の変更	11
第 4 事業者募集等のスケジュール	12
第 5 入札手続等	12
1 担当窓口	12
2 入札に関する手続	12
3 入札参加に関する留意事項	14
4 入札予定価格	16
第 6 入札書類の審査	16
1 P F I 事業者等審査委員会	16
2 審査方法	16
3 審査項目等	16
第 7 提案に関する条件	17
1 立地条件等	17
2 施設の設計・建設、維持管理及び運営等の提案に関する条件	18
3 業務の委託	18
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	18
5 市の費用負担	18
6 サービスの対価	18
7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	18
8 土地の使用	18

9 保険	18
10 本市と事業者の責任分担.....	19
11 財務書類の提出.....	19
第8 契約に関する事項.....	20
1 契約手続き.....	20
2 契約の枠組み.....	20
3 契約金額	20
4 契約保証金.....	21
5 事業者の事業契約上の地位.....	21
第9 提出書類.....	21
1 入札時の提出書類.....	21
第10 その他.....	23
1 事業の継続が困難となった場合の措置.....	23

第 1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、狭山市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した狭山市立第一学校給食センター更新事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、狭山市契約規則（昭和 58 年規則第 35 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（事業契約書（案）及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

1 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連の各種法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については、適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても、適宜参考にすること。

【法令・条例等】

建築基準法

都市計画法

消防法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

水道法、下水道法、水質汚濁防止法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

大気汚染防止法、悪臭防止法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

騒音規制法、振動規制法

学校給食法、学校保健法、食品衛生法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理法律

建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律

条例

i) 埼玉県建築基準法施行条例

ii) 埼玉県景観条例

iii) 埼玉県環境基本条例

iv) 埼玉県生活環境保全条例

v) 埼玉県福祉のまちづくり条例

vi) 狭山市火災予防条例

vii) 狭山市環境基本条例

viii) 狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例

ix) 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

x) 狭山市文化財保護条例

xi) 狭山市水道事業給水条例

xii) 狭山市下水道条例

xiii) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

xiv) 狭山市個人情報保護条例、狭山市情報公開条例

その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
建築工事監理指針
電気設備工事監理指針
機械設備工事監理指針
建築工事安全施工技術指針
建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
建設副産物適正処理推進要綱
ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
学校給食衛生管理の基準（文部科学省）
大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
集団給食施設の衛生確保に関する要綱（厚生労働省）
弁当及びそだいの衛生規範について（昭和54年6月29日 環食第161号）
学校環境衛生の基準
狭山市環境基本計画
狭山市福祉環境整備要綱
狭山市開発指導要綱
その他の関連要綱及び各種基準

2 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約の締結時期	平成 19 年 12 月
事業期間	事業契約締結日～平成 36 年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 21 年 6 月末日
運用開始日	平成 21 年 9 月 1 日
維持管理期間	施設引渡し日～平成 36 年 3 月末日
運営期間	運用開始日～平成 36 年 3 月末日

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

狭山市では、第一及び第二の2つの学校給食センターで、市立の全ての小・中学校、27校に給食を提供している。これらの学校給食センターは、老朽化の進行とともに、新しい衛生管理基準への適合など衛生管理面の強化といった諸課題を抱えている。

そこで、本事業では、2つの学校給食センターのうち第一学校給食センターの更新を実施するものであり、平成17年5月に策定した「狭山市立第一学校給食センター更新事業基本計画」に従い、新たな学校給食センターを2箇所に分散配置するものである。

また、本施設の整備方法は、PFI法に基づくものとし、設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者委ねることとする。

施設整備では安全管理や衛生管理面に特に配慮し、さらに時代に合った食文化の継承や効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設とし、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な施設の維持管理等、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減を本事業の目的とする。

2 事業名称

狭山市立第一学校給食センター更新事業

3 施設概要

供給能力：・入間川中学校に置かれる新給食センター（以下「入間川給食センター」という。）4,500食/日規模
・柏原小学校に置かれる新給食センター（以下「柏原給食センター」という。）3,500食/日規模

4 公共施設等の管理者等の名称

狭山市長 仲川幸成

5 事業範囲

事業者が行う事業範囲は、以下のとおりである。

1) 設計業務

事前調査業務（現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）
施設等の設計業務（柏原給食センターの築山移設等基本設計は本市が実施する。）
電波障害調査業務
本施設整備に伴う各種申請等の業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

本施設の建設業務（柏原給食センターの築山移設等の関連工事を含む。）
本施設の工事監理業務
什器・備品等設置業務
近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
電波障害対策業務
所有権設定に係る業務

その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

- 3) 厨房機器・食器等の調達及び設置業務
厨房機器等の調達及び設置業務
食器類・食缶等の調達業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- 4) 維持管理業務
建築物保守管理業務
建築設備・厨房機器等保守管理業務
什器・備品等保守管理業務
食器類・食缶等の更新業務
外構等維持管理業務
環境衛生・清掃業務
警備保安業務
修繕業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- 5) 運営業務
給食調理業務
給食配送・回収業務
洗浄・残滓処理等業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

維持管理及び運営業務に係る光熱水費は、本市が実費を負担する。建築物、建築設備等に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲から外すものとする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおり。

- 提供食数決定
- 献立作成業務
- 食材調達業務
- 検収業務
- 検食業務
- 配送校内での配膳（給食配膳員を各校2～3名配置）
- 給食費の徴収管理
- 配送校の変更等による食数調整

6 事業方式

本事業は、公共施設の管理者である本市が事業者と締結する事業契約に従い、事業者が本施設を設計・建設後、本施設を本市に引き渡し、本施設の維持管理・運営を行うB T O（Build -Transfer -Operate）方式により本事業を実施する。

7 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成 19 年 12 月中の予定）から平成 36 年 3 月 31 日までの期間とする。

8 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去する。

9 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の整備完了後、運用開始から事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、事業者が実施する施設整備の対価並びに維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

具体的な本事業における事業者の収入は、以下のとおりとする。

市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部であって、あらかじめ定める額を建設一時支払金として、施設整備完了後、事業者に支払う。

市は、事業者が実施する施設の設計、建設及び開業準備への対価について、前記の建設一時支払金を控除した額であって、あらかじめ定める額を割賦料として、建設一時支払金の支払年度（運営開始年度）の翌年度から事業期間中、事業者に支払う。この額は、各回の支払いにおいて同額とする。

なお、提案から竣工日（基準金利決定日は、施設引渡し日の2営業日前とする。）までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間に亘って事業者に支払う。委託料は、急激な物価変動に伴い、当該維持管理及び運営の費用に増減があったときは、改定する。また、委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備・保安、車両調達及び提供食数の変動に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。

本市は、事業者の提供する本事業のサービスが本市が定める要求水準を下回った場合には、サービスの対価を減額することがある。支払いの方法及び減額規定の詳細は、事業契約書等において定める。

10 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

モニタリングの目的

本市は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書で提示した本市のサービス要求水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。

モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

モニタリングの方法

モニタリングの方法については、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は本市にから要求される資料等を提出することとする。

モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示した本市のサービス要求水準を一定限度下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象になるものとする。

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

入札参加者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）又は単独企業（以下「入札参加企業」という。）とする。複数の企業のグループにより構成される場合は、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。

入札参加企業又は代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、入札参加企業又は、代表企業及びすべての構成企業の出資により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。

入札参加企業、代表企業、構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じ、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

2 各業務実施企業の参加資格要件

入札参加者及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に主として当たる者（事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ、
、
、
及び
の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

ただし、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c、d及びeの要件は、少なくとも1社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成19・20年度入札参加資格を有していること。
- c. HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）対応施設に対する相当の知識を有していること。
- d. 平成9年4月以降に着手した延床面積2,000㎡以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
- e. 平成9年4月以降に着手した学校給食センター又は公用若しくは公益的施設（以下「学校給食センター等」という。）における集団調理施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。
- c. 平成 9 年 4 月以降に着手した延床面積 2,000 m²以上の公共施設の工事監理実績を有すること。
- d. 平成 9 年 4 月以降に着手した学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校又は公用若しくは公益的施設（以下「学校等」という。）の工事監理の実績を有していること。

建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも 1 社がいずれの要件にも該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有し、建築一式工事においてランク A で登録されている者であって、延床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。
- c. 平成 9 年 4 月以降に着手した学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。

維持管理業務を行う者

- a. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。
- b. 学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、維持管理業務の実績を有していること。

運營業務を行う者

- a. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。
- b. HACCP に対する相当の知識を有していること。
- c. 給食調理業務を行う者については、平成 9 年 4 月以降に学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、1,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。
- d. 学校給食センター等集団調理施設あるいは民間施設で 3,000 食/日以上調理施設のいずれかの施設での調理業務の実務経験が 2 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者兼アレルギー対応食調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

3 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者

本市又は埼玉県から指名停止措置を受けている者

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ・ 株式会社 日立建設設計

第 6 の 1 に示す本事業の PFI 事業者等審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、各委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

最近 1 年間の国税又は地方税を滞納している者

入札参加者又はそれらの協力企業のいずれかが、他の入札参加者又はそれらの協力企業として参加している者（ただし、給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする場合には、複数の入札参加者の協力企業となることができる。）

4 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業に係る事業者選定の審査の結果、本事業を実施する事業者として選定された場合は、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を狭山市内に設立する。

SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

5 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業又は入札参加企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、本契約締結日までの間に、代表企業又は入札参加企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

6 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業又は入札参加企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更可能とする。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	スケジュール
平成 19 年 4 月 20 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 19 年 4 月 25 日	入札説明書に関する説明会
～平成 19 年 5 月 7 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 19 年 5 月 25 日	入札説明書等に関する第 1 回質問への回答
平成 19 年 6 月 1 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 19 年 6 月 20 日	入札説明書等に関する第 2 回質問への回答
平成 19 年 8 月 14 日	資格審査書類、入札及び提案審査書類の受付締切
平成 19 年 10 月初旬	落札者の決定、公表
平成 19 年 11 月初旬	仮契約の締結
平成 19 年 12 月	事業契約締結

第5 入札手続等

1 担当窓口

入札手続についての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

狭山市教育委員会 教育総務課 給食センター更新担当（市役所本庁舎 5 階）
住 所：〒350 -1380 埼玉県狭山市入間川 1 丁目 23 番 5 号
電 話：04 -2953 -1111(代表) 内線 5638
F A X：04 -2954 -6262
E-mail：kyoiksom@city.sayama.saitama.jp

2 入札に関する手続

（1）入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 19 年 4 月 20 日に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を狭山市公式ホームページ上で公表するとともに、関係書類を前記 1 の担当窓口で配布する。

（2）入札説明書等の配布期間，場所

配布期間：平成 19 年 4 月 20 日（金）～平成 19 年 4 月 26 日（木）

配布場所：上記第 5 の 1 の担当窓口にて配布する。

なお、平成 19 年 4 月 20 日（金）より本市ホームページに掲載する。

（狭山市公式ホームページアドレス <http://www.city.sayama.saitama.jp/>）

（3）入札説明会等

入札説明会を次のとおり開催する。また、入札説明会の終了後、本事業予定地等に場所を移動し、希望者を対象として現地見学会を行う。

ア 入札説明会

日時：平成19年4月25日（水）午前10時から午前11時30分まで
会場：狭山市第二環境センター
住所：狭山市稲荷山 1-12-1

イ 事業予定地等（“入間川給食センター”、及び“柏原給食センター”、並びに配送先の一部の学校）現地見学会

日時及び見学先：平成19年4月25日（水）に、前記アの入札説明会に引き続き開催する。また、見学先は、次のウに示すスケジュール表に記載の事業予定地等とする。

ウ 事前申込等

別紙1「入札説明会及び事業予定地等現地見学会参加申込書」に記入の上、上記第5の1の担当窓口へ4月23日（月）午後5時までに、E-mailにより提出すること。

現地見学会のスケジュールは、申込企業宛て4月24日（火）午後5時までにE-mailで通知する。

（4）資料の閲覧

入間川中学校・柏原小学校の通学路に関する資料、地質調査報告書、既存施設の測量図及び解体築山に関する既存図面等の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に上記第5の1の担当窓口連絡すること。

閲覧期間：平成19年4月23日（月）～平成19年4月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

閲覧場所：上記第5の1の担当窓口

資料の貸し出し

閲覧の結果、必要に応じ資料の貸し出しを行うので、閲覧当日、その旨を申し出ること。

（5）入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間：入札説明書等公表の日～5月7日（月）午後5時まで

受付方法：別紙2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第5の1の担当窓口原則Eメールにより提出すること。

回答：平成19年5月25日（金）に狭山市公式ホームページにおいて公表する予定である。

（6）入札説明書等に関する第2回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間：第1回質問への回答の日～6月1日（金）午後5時まで

受付方法：別紙2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第5の1の担当窓口原則Eメールにより提出すること。

回答：平成19年6月20日（水）に狭山市公式ホームページにおいて公表する予定である。

（7）入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間、場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を下記の期間に提出すること。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない

い。

- ア 受付期間：平成 19 年 8 月 9 日（木）から平成 19 年 8 月 14 日（火）までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、最終日は午後 2 時までとする。
- イ 提出場所：上記第 5 の 1 の担当窓口
- ウ 提出方法：持参すること。
- エ 提出書類：入札参加資格審査書類等及び入札書類（「第 9 提出書類」を参照）

（ 8 ） 入札の手順

- ア 提出された入札参加資格審査書類等及び入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- イ 入札参加資格審査書類等及び入札書類がすべて揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ウ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行う。
- エ 審査された入札参加者の「入札書」（様式 A-3）を開札する。開札は、入札参加者の立会いのうえ行うものとする。
 - (ア) 開札日時：平成19年9月27日（木）（予定） 午前 10時30分
 - (イ) 開札場所：狭山市役所地下 1 階、入札室
- オ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。
- カ 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- キ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、PFI 事業者等審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ク 落札者となった入札参加企業又は入札参加者の代表企業に対して、平成 19 年 10 月初旬（予定）までに決定通知を行う。

（ 9 ） ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成 19 年 9 月 20 日（木）（予定）に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

（ 1 ） 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（ 2 ） 費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

（ 3 ） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

契約金額のうち設計費、建設工事費及び工事監理費に消費税等を加えた合計額の100分の10以上の金額について、契約保証金を納付するか、又は次に掲げる担保の提供若しくは保証を付さなければならない。ただし、(イ)の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後又は建設工事(設計を含む。)の請負人をして別途定める履行保証保険契約を締結させた後、直ちにその保証証券を市に寄託しなければならない。

また、契約保証金は、本施設等の設計及び建設工事等の履行後に還付する。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (イ) 本施設等の建設に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- (ウ) 本施設等の建設に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証
- (エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理及び運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、提出された提案書類のうち、契約に至らなかった入札参加者の提案については、事業者選定後、返却する。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- イ 事業名及び入札金額のない入札書類
- ウ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類

- エ 事業名に誤りのある入札書類
- オ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- カ 入札金額を訂正した入札書類
- キ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
- ク 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ケ 公正な価格を害し、または不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- コ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- サ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- シ その他入札に関する条件に違反した入札書類

(1 0) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、入札参加企業又は代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業者が実施する設計及び建設・工事監理業務の対価と維持管理及び運營業務の対価からなるサービスの対価の予定価格は、施設完成後の市への引渡しを経た後、市から一括で支払われる予定の建設一時金 500,000 千円を含め、事業期間の総額は、7,439,000 千円(消費税等の額を除く。)である。

第 6 入札書類の審査

1 PFI 事業者等審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する PFI 事業者等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、提案内容審査における落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における次項に示す審査を行う。

【PFI 事業者等審査委員会 委員(狭山市立第一学校給食センター更新事業)】

会 長	長 澤 悟	東洋大学工学部教授
副会長	山 田 洋	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	品 川 裕 香	教育ジャーナリスト
委 員	濱 野 良 一	狭山市副市長
委 員	門 倉 節 明	狭山市教育長

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加資格審査
提案審査	事業計画審査 設計業務提案に関する審査 建設業務提案に関する審査 維持管理業務提案に関する審査 運営業務提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査

(1) 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。
ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

(2) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加企業又は入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

本施設の立地条件等は、次表のとおりである。

(1) 入間川給食センター事業予定地・地域地区等

建設計画地	埼玉県狭山市鶴ノ木 6-46 (入間川中学校敷地内)
敷地面積	約 3,883 m ²
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定無し
日影規制	測定面 4m 5時間 3時間
地区計画等	無し

(2) 柏原給食センター事業予定地・地域地区等

建設計画地	埼玉県狭山市柏原 1141 (柏原小学校敷地内)
敷地面積	約 2,988 m ²
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定無し
日影規制	測定面 4m 5時間 3時間
地区計画等	無し

平成19年度当初に敷地境界の画定を行い、画定後に要求水準書の「資料3 事業予定地現況測量図」を改訂する予定である。

2 施設の設計・建設、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、第2の5事業範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、入札参加企業又は、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を2.2%とする。

建設工事費のうち500,000千円（国庫補助金、起債、一般財源）は、平成21年度7月に支払われる予定とし、提案提出時の一時支払金として想定すること。

5 市の費用負担

以下の費用については、市が費用負担するものとする。

光熱水費（維持管理及び運営期間中）及び電話料金等（インターネット通信費を含む。）

大規模修繕費

モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

6 サービスの対価

事業契約約款(案)別紙4及び別紙5に基づく。

7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款(案)別紙2に基づく。

8 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地を無償で使用することができる。

9 保険

事業契約約款(案)別紙3に基づく。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、維持管理及び運営業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを市に提出し、市に監査報告を行うこと。

第 8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、S P C 設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、P F I 法第 9 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年狭山市条例第 4 号）第 2 条の規定により、狭山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、市議会がこの事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

S P C

(2) 締結時期及び契約期間

仮契約 平成 19 年 11 月初旬

本契約 平成 19 年 12 月

S P C 設立後、本市は S P C と速やかに仮契約を締結する。契約期間は、設計・建設期間及び維持管理及び運営期間の約 16 年間とする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款(案)第 34 条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡し、又は担保の提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する S P C の株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第 9 提出書類

1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）作成要領を参照のこと。

（ 1 ）入札参加資格審査書類

入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 参加表明書	（様式 1-1）
・ 資格審査申請書	（様式 1-2）
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-3）
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-4）
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-5）
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-6）
・ 運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-7）
・ 入札参加者構成表及び役割分担表	（様式 1-8）
・ 委任状（構成企業 代表企業）	（様式 1-9）
・ 委任状（代表企業用）	（様式 1-10）
・ 事業実施体制	（様式 1-11）
・ 会社概要書及び定款	（書式自由）
・ 決算報告書（決算報告書は直近 3 か年）	（書式自由）
その他	
・ 入札辞退届	（様式 2-1）

(2) 入札書類

入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査書類提出書	(様式 A - 1)
・ 入札参加者構成表	(様式 A - 2)
・ 入札書	(様式 A - 3)
・ 入札価格計算書	(様式 A - 4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A - 5)
提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B - 1 ~ 4)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C - 1 ~ 5)
・ 建設業務に関する事項	(様式 D - 1 ~ 3)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E - 1 ~ 9)
・ 運營業務に関する事項	(様式 F - 1 ~ 5)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 G - 1 ~ 2)
・ 計画図面等提案書類	(様式 H - 1 ~ 18)
・ 事業収支等提案書類	(様式 I - 1 ~ 2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 J - 1 ~ 4)
・ 事業全体スケジュール	(様式 K - 1)
基礎審査項目チェックシート	(様式 L - 1)

第 10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前によるその旨の通知をすることにより、市又は事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

平成 19 年 4 月 日

狭山市教育委員会 御中

入札説明会及び事業予定地等現地見学会参加申込書

平成 19 年 4 月 25 日に開催される「狭山市立第一学校給食センター更新事業」の入札説明会及び事業予定地等現地見学会への参加を希望します。

会 社 名	
所 在 地	
参加予定代表者氏名	
所 属 ・ 役 職	
電 話 番 号	
ファクス番号	
メールアドレス	
参 加 人 数	入札説明会 名
	事業予定地等現地見学会 名

入札説明会及び事業予定地等現地見学会への参加を希望する民間事業者等は、所定の事項を記載の上、平成 19 年 4 月 23 日(月)午後 5 時までに、本事業に関する担当窓口へ電子メール(添付ファイル)により送付してください。

E-Mail: kyoiksom@city.sayama.saitama.jp

落札者決定基準 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)								項目等	質問内容
1														
2														

様式集 (入札参加資格審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1										項目等	質問内容
1														
2														

様式集 (入札書類審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	(1)									項目等	質問内容
1														
2														

基本協定書 (案) 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)							項目等	質問内容
1														
2														

* 質問の数に制限はありませんので、必要に応じて行を追加して記載してください。

* エクセルで作成の上、電子メールの添付ファイルとしてお送りください。【アドレス】kyoiksom@city.sayama.saitama.jp